

平成31年1月第22回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成31年1月21日第22回互理町議会臨時会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木 高行 2 番 渡 邊 重 益

3 番 小 野 一 雄 4 番 佐 藤 邦 彦

5 番 小 野 典 子 6 番 高 野 進

7 番 安 藤 美重子 8 番 渡 邊 健 一

9 番 高 野 孝 一 10番 佐 藤 正 司

11番 森 義 洋 12番 大 槻 和 弘

13番 百 井 いと子 14番 鈴 木 邦 昭

15番 木 村 満 16番 熊 田 芳 子

17番 佐 藤 ア ヤ 18番 佐 藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	佐 々 木 人 見	企 画 財 政 課 長	佐 藤 顕 一
税 務 課 長	佐 々 木 厚	町 民 生 活 課 長	関 本 博 之
福 祉 課 長	佐 藤 育 弘	子 ども 未 来 課 長	橋 元 栄 樹
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	齋 義 弘	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 堀 俊 之	教 育 長	岩 城 敏 夫
教 育 次 長 兼 学 務 課 長	南 條 守 一	生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 々 木 人 見

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
議長諸報告
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 議案第 1号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 2号 亶理町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 3号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4号 工事請負契約の締結について（平成30年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架替工事）
- 日程第 8 議案第 5号 工事請負契約の締結について（平成30年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架設工事）
- 日程第 9 報告第 1号 専決処分ゝ報告について（工事請負変更契約）
- 日程第10 報告第 2号 専決処分ゝ報告について（賠償額ゝ決定及び和解）
- 日程第11 報告第 3号 専決処分ゝ報告について（賠償額ゝ決定及び和解）

午前10時00分 開会

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより平成31年1月第22回亶理町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、13番 百井いと子議員、14番

鈴木邦昭議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、条例案3件、工事請負契約2件、報告3件、合計8件の議案が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 山田 周 伸 君 登壇〕

町長（山田周伸君） それでは、本日、第22回互理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案5件及び報告3件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

それでは、各案件についてその概要をご説明申し上げます。

議案第1号「亘理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、平成30年8月10日付人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第2号「亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第3号「亘理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましても、平成30年8月10日付人事院勧告による特別職の職員の給与改正に準じて、それぞれの期末手当について改正を行うものであります。

議案第4号「工事請負契約の締結について（平成30年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架替工事）」及び議案第5号「工事請負契約の締結について（平成30年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架設工事）」につきましては、去る12月7日に入札を執行したそれぞれの工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。この2件の工事につきましては、避難道路である町道荒浜江下線の橋梁工事になりますが、先に発注した同様の工事において、請負業者が破産手続を開始したことに伴い契約を解除したことから、改めて工事内容を積算し入札を執行したものであります。

次に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第1号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成29年度（復交）公共ゾーン防災広場整備工事において、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により平成30年12月7日に専決処分したものであります。

報告第2号「専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）」につきましては、平成30年9月18日に岩沼市で発生した公用車事故における関係者との和解について、専決事項の指定第2項の規定により平成30年12月7日に専決処分したものであります。

報告第3号「専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）」につきましては、平成30年9月27日に町道亘理浜吉田線で発生した事故における関係者との和解について、専決事項の指定第2項の規定により平成30年12月14日に専決処分したものであり、報告第1号から第3号までの3件の報告案件について、地方自治

法第180条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

以上、提出議案等についての概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 議案第1号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第1号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、議案第1号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書及び新旧対照表の1ページになります。ごらん願います。

今回の改正につきましては、平成30年8月10日付の人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことにより、給料表等を改正するものであります。改正の背景については、民間給与の平均額との格差655円、0.16%の差が生じているため、給料表の引き上げを行うものとなります。また、ボーナスの引き上げ分0.05月分について、直近1年間の民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当に配分する改正を行います。さらに、本町では現在実施しておりませんが、宿日直勤務対象職員の給与状況を踏まえ、所定の改正を行うものが主な改正の内容となります。

説明については、新旧対照表の1ページで説明申し上げますので、ごらんいただきたいと思っております。

まず初めに、1ページ上段、第15条宿日直手当につきましては、人事院勧告の内容に合わせ、宿日直1回当たり金額を4,200円から4,400円に、午前8時半から午後12時半までと定められている日及びこれに相当する日について引き続き宿日直勤務を行う場合の金額を6,300円から6,600円に引き上げる改正となります。

次に、1ページの下段から2ページにかけてとなりますが、第17条第2項第1号

勤勉手当、こちらについても、一般職の職員について、人事院勧告により1年間で0.05月分の引き上げを行うものです。平成30年度分について、平成30年12月の勤勉手当に0.05月分を引き上げ、100分の95に改正するものであります。

次の第2号再任用職員についても、同様の改正を行うものでありますが、12月の勤勉手当を100分の47.5に改正するものでございます。

その下、第17条第5項につきましては、規定の意味の内容が変更するものではなく、基準日、支給日に付した括弧書きの効力が及ぶ範囲を厳格に規定する内容に改定するための文言の改正を行うものでございます。

次に、議案書のほうに戻っていただきまして、1ページをごらんいただきたいと思ひます。

下段、別表第1（第3条関係）行政職給料表につきましては、人事院勧告の表に合わせて平均0.2%程度の引き上げを行うものであります。引き上げ額については、若年層で1,000円程度、その他については400円程度引き上げを行うもので、1ページから7ページまでとなりますので、あと確認をお願いしたいと思ひます。

次に、また新旧対照表のほうに戻っていただきまして、3ページをごらんいただきたいと思ひます。

第2条関係でございますが、上段、第16条期末手当につきましては、人事院勧告の内容に合わせて、現行では6月支給分が100分の122.5、12月支給分が100分の137.5の期末手当の割合が行われておりましたが、来年度においては配分を均等に改正するものでございます。第2項については一般職員分で100分の130となり、第3項については、同様に、再任用職員に対する規定で100分の72.5に改正するものでございます。

次の第17条勤勉手当につきましては、4ページに移りまして、第1条の改正に伴い、12月に配分した割合を来年度の6月、12月の勤勉手当が均等になるように配分するものとなり、1号については一般職員分で100分の92.5となり、2号においては再任用職員分で100分の45にそれぞれ改正するものでございます。

また議案書のほうに戻っていただきまして、8ページにお戻りいただきたいと思ひます。

附則、施行期日等、第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日に施行するものでございます。第2項、第1条の規

定による改正後の亘理町職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という）は、平成30年4月1日から適用するものとし、遡及するものでございます。第3項、給与の内払、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の亘理町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすと定義するものでございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） それでは、何点かご質問いたします。

8月10日付の人事院勧告ということで、民間との給与格差は655円、0.16%の格差から、0.2%、ボーナス0.05月の若年層を中心とした引き上げというふうな説明でございましたが、若年層である10代、20代の年間引き上げ額はどのくらいになるのか、まず1点、年間ですね。そして、全体の平均、この2点、まずお伺いたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） まず、給与分でございますので、若年層で月額1,000円ですね、だから12カ月分になるので1万2,000円という形になると思います。

それから、全体の引き上げ額ということでよろしいんですね。（「平均の引き上げ額、年間ですね」の声あり）平均といたしましても、格付上1,000円、中には800円、700円となっていくので、ちょっと給与の平均額じゃなくて総額で申し上げますと、今回の人事院影響額が給与の分では188万円ぐらいというふうになっております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 今のご答弁に関連するわけなんですけど、若年層が1,000円程度、その他は400円というふうな一くくりだったのでございますが、生活費は年代がさかのぼるといいますか、年を重ねればやっぱり増大していくわけですね。それで、中高年は住宅ローンや子供の教育費等で大変厳しい状況になっていくというふうなことではあるんですけども、10代、20代はわかりました。であれば、30代、40

代、50代の年代別の改定状況、そして据え置きもあるのかどうか、この辺、具体的にご説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 30代、40代という年代といたしますか明確にちょっとそれぞれの号俸がございますので、ただ、子育て世代とかいいますとやはり30代、40代ぐらいになると思いますが、号俸でいいますと3級、4級ぐらいの引き上げ額は、大体800円とか600円とかぐらいの引き上げとなっております。

あと、もう一件何でしたっけ。（「据え置きもあるんですか」の声あり）据え置きはございません。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 最後ですけれども、平成28年度の行政職給料表の水準、ラスパイレス指数89.7%というふうなことで、宮城県内では最下位というふうなご報告が2年前ありました。それで、今現在の給料表の改定時に説明があったわけですけれども、そのとき総務課長のご答弁では94、95くらいまでは鋭意努力していきたいというふうな決意がございましたが、水準を短期的に上げるというのはこれは当然困難ではありますけれども、今回の給与改定からどのくらい2年前の給与水準から改善しているのか、最下位から脱出できているのか、この辺の考え方、現状をご説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 人事院勧告についてはどこの市町村も実施するものですから、ただ、実際に評価基準の見直しをさせていただきまして、ラスパイレス指数については昨年が90.1で宮城県最下位ということで公表されております。また、30年4月1日についてはまだ公表された数字はございませんが、30年4月1日では90.8、昨年から比べますと0.7ポイントほど上がっておりまして、最下位は脱出したものと認識しております。まだ公表されておらずで、ただ最下位は脱出しているようでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第2号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、議案第2号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書は9ページ、新旧対照表は5ページとなります。ごらんいただきたいと思ひます。

今回の改正につきましては、職員の給与の関係と同様に、平成30年8月10日付の人事院勧告による特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことにより、改正を行うものでございます。改正の概要としては、人事院勧告の内容に合わせ、期末手当の割合を1年間で0.05月分引き上げを行うものでございます。今回の改正では、平成30年度から期末手当の割合について引き上げを行っておりますが、本町においては特別職の判断により、遡及は行わず来年度から引き上げを行うものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表の5ページをごらんいただきたいと思ひます。

第4条第2項勤勉手当及び期末手当、現行では6月に100分の157.5、12月に100分の172.5の期末手当の割合が異なっておりますが、割合を合計すると100分の330となり、これに0.05月分の引き上げを行うと100分の335となります。これらを来

年度の6月と12月に均等に配分を行うと100分の167.5の割合となる改正を行うものでございます。

議案書9ページに戻りまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものとなります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第6、議案第3号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、次に、議案第3号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書は10ページ、新旧対照表は最後のページになりますが6ページとなります。ごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、前議案第2号 亶理町特別職の職員で常勤のもの
給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例と全て同様の改正となりまして、
平成30年8月10日付の人事院勧告による議員の期末手当に関して変更の改正を行
うものでございます。また、議員各位のご理解のもと、第2号議案と同様に遡及
を行わず、来年度から引き上げを行うものでございます。

説明については、新旧対照表6ページをごらんいただきたいと思います。

第5条第3項期末手当、現行では6月に100分の157.5、12月に100分の172.5の期
末手当の割合が異なっておりますが、これらを来年度の6月と12月に均等に配分
を行うこととなり、100分の167.5の割合となる改正を行うものでございます。

議案書10ページに戻りまして、附則として、この条例は公布の日から施行するも
のでございます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関
する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 亶理町議会議員の議員
報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のと
おり可決されました。

日程第7 議案第4号 工事請負契約の締結について（平成30年度（復
交）町道荒浜江下線橋梁架替工事）

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第4号 工事請負契約の締結についての件を議題と

いたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） それでは、議案第4号 工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

11ページをお開きください。

本議案は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、本議案は議案第5号と同様、先に発注した工事において、請負業者である株式会社エム・テックが破産手続を開始したことに伴い契約を解除したことから、改めて工事内容を積算の上、入札を執行したものでございます。

1、工事名、平成30年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架替工事。

請負金額、1億4,040万円。

契約の相手方、株式会社阿部工務店でございます。

なお、落札率は94.47%でございました。

工事の概要につきましては12ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成30年12月7日。

入札の方法は条件つき一般競争入札。条件の主なものは、亘理町内に本店または支店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について総合評点値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、阿部工務店、田中建材輸送、太田工務店、千石建設、結城組の5社でございました。

入札回数は1回。

工事場所は逢隈高屋字鳥屋崎地内外で、14ページの位置図を参照願います。

工事内容は、九号排水路の橋梁かけかえ工事であり、橋長10.8メートル、幅員12.5メートルの橋梁。上部工、下部工、基礎工、舗装工、それぞれに関し、記載の仕様により施工するものでございます。参考として、15ページ以降に平面図等を添付しておりますので、参照願います。

工期につきましては、平成32年3月31日までと設定しております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） まず、エム・テックが倒産して、少しでも早く完了を考えていたと思いますけれども、12月7日にまた再度入札してその中で1社辞退しておりますけれども、倒産した後に少しでも早い完了を目指したと思いますけれども、そのとき随意契約は考えていなかったのかどうか、まずそれ1つと、それから、平成29年9月8日エム・テックが落札しておりますけれども、工事はどのぐらい進んでいたのか、そして、この時点でエム・テックに対して支払い金額は幾らだったのか、この3点お願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 今、お話にあった随契を考えていたかどうかということなのですが、私どもとしては、結論からいえばやはり原則どおり一般競争入札で行うということで、当初は随契は考えていなかったところです。その理由としては、復興期間まで工事は完了させる必要があったんですが、それが平成31年度末までということでもまだ期間的にも十分余裕があるということで、やはり入札制度改革でもありますけれども、可能な限り競争性は確保する必要があるということで、そのようにさせていただいたところでございます。

また、出来高については、破綻までは約4.8%ということございまして、そちらのほうの出来高払いについて、10月26日にエム・テック側代理人立ち会いのもと完了検査を行いまして、その出来高については支払い済みとなっております。

（「幾ら」の声あり）失礼しました。714万9,358円でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今714万9,000円の支払いがあったということでございますけれども、予定価格が29年9月8日で1億4,894万4,960円、今回12月は1億4,862万4,200円とこういう金額で、32万円、正確には32万760円となっているわけですが、この点については、工事が進んでいるということでその金額を払ったと。ただし、この金額を支払ったということはその部分まで工事は進んでいるわけですから、支払った金額の分、やはり減らすべきではないかと思うんですけれども、余り減ってはいないんですね、32万円しか減っていないわけです。この件についてちょっと伺います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 出来高払いで七百数十万円払っている割に請負額が減っていないということのご質問でしたが、エム・テックが倒産した後に工事の内容も見直ししております、今回ですと新たに西のほうに260メートル区間の舗装の新設部分を追加で計上してございますので、設計額としては上積みされております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 倒産しても働いた分は支払わなきゃいけないだろうと思いますけれども、こういった中でやはり金額がまた多くなっているということは、亘理町の財政状況、大変厳しいと言っているわけですから、やはりそういったところも考えて持っていくべきではないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 工事費については、先ほども申しましたが、新たに舗装分を追加していますので、工事全体の規模は大きくして発注してございますので、このような形となっております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。5番小野典子議員。

5番（小野典子君） 2点のうち工事内容の積算については今、答弁ありましたので。

ここに参加業者なんですけれども、今回は前回と違って町内の業者さんのみ名前がそろったようなぐあいになりました。町外者が全然いなかったというのは何か意味があったんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） こちらは、先ほどもちょっとご説明いたしました、入札参加条件として今回はあえて町内業者に限定させてもらったものでございます。その理由なんですけれども、今回エム・テックの破綻を受けまして、県内自治体で37件、総額約185億円ということで相当大きな規模でそれぞれの自治体が再発注する必要性が生じたということで、それも全ての工事が復興期間内に終了する必要があるということで、その前提として全ての自治体が契約を短期間に締結する必要があるということで、宮城県を初めとした県内各自治体の動向を見ますと、工事の緊急性を考慮しまして、各地域の地元業者を対象とした随意契約方式を中心として作業を進めているということをお聞きまして、以上のことから、亘理町では、随意契約は先ほどもご説明したとおりあえて選択しなかったんですが、県内全域

に広げましても業者が確保できない可能性が高かったということで、参加業者を町内に限定したというところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） ただいまの説明でよくわかりました。

それで、今回、私は町内業者がそろったということで大変うれしかったんですね、当初これを見たときに。これ以前に見ていたんですが。今後、大体町内業者を中心にした入札を考えていければいいのかなと思うんですが、その予定というかその時期というか、あったら教えていただけませんか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） おっしゃるとおり、もしかしたら町内業者の育成という観点も今後、必要になってくるとは思うんですが、ただ、今現在はやっぱり入札制度改革の途上ということもあって、こういった方式、原則は町外にも広げた一般競争入札をさせてもらっていて、あと、今後の対応については、入札監視委員会なりで専門家の意見等をお聞きしながら、慎重にそこは検討していきたいと思えます。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 工事請負契約の締結について（平成30年度（復

交) 町道荒浜江下線橋梁架設工事)

議長(佐藤 實君) 日程第8、議案第5号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長(佐藤 顕一君) それでは、議案第5号 工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

19ページをお開きください。

本議案は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成30年度(復交)町道荒浜江下線橋梁架設工事。

請負金額、1億9,386万円。

契約の相手方、阿部春建設株式会社でございます。

なお、落札率は84.28%でございました。

工事の概要につきましては20ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成30年12月7日。

入札の方法は条件つき一般競争入札。条件の主なものは、亘理町内に本店または支店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について総合評点値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、渡辺工務店、斎藤工務店、千石建設、阿部春建設、岩佐組、結城組の6社でございました。

入札回数は1回。

工事場所は亘理町逢隈高屋字道下地内外で、22ページの位置図を参照願います。

工事内容は、橋梁架設工事として、橋長12.2メートル、幅員12.5メートルの橋梁を上部工、下部工、基礎工、舗装工、それぞれにおいて、記載の仕様により施工するものでございます。参考として、23ページ以降の平面図等を添付しておりますので、参照願います。

工期につきましては、平成32年3月31日までと設定しております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長(佐藤 實君) これより、質疑に入ります。質疑はありますか。14番鈴木邦昭議

員。

14番（鈴木邦昭君） この件については、我々議会、それから常任委員会でも確認しているわけでございますけれども、まず、倒産前、現場の工事着手状況をお聞きしたいことと、それから、現場分の支払いがあったのかどうか、そのことをお聞きしたいと思います。それから、この現場も昨年9月の定例会で説明ありましたけれども、昨年8月10日に入札を行っておりますけれども、そのときの予定価格は2億2,300万円、それで今回予定価格が2億3,000万円、約700万円増となっているわけですが、この増になった件、これをお聞きします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） じゃあ、私より前の2点についてご説明差し上げます。

まず、出来高については、着工前でしたのでゼロ%で、それに伴って支払いについても一切ございません。

以上です。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 設計額のほうが約700万円ほど上回ったということですが、ちょうど積算とか歩掛かりの切りかえ時期に重なりまして、そちらのほうで資材等単価などが上昇したために、この分が積算上高くなっております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 先ほどの答弁、未着手ということでよろしいんですね。（「はい」の声あり）そうですね。

昨年の9月20日の定例会において、議案第85号ですけれども、ここで企画財政課長が説明しました。それで、このとき佐藤正司議員が質問しております。今回、高屋堀の橋梁架設工事、工期が平成31年3月31日までとなっているけれども完成に間に合うかどうか何うということ、それで、次、答弁で都市建設課長が町の都合もあると、現場にすぐ入れない箇所、それから電柱の移設にかなり時間を費やしたと。もうここで電柱移設しているわけですね。それから、かかろうとしたら下から図面のない用水管が出てきたと、その移設にちょっと不測の日数を要したということで、現在のところ進捗はおくれているのが正直なところでございますと、こういう答弁があったんですけれども、これはどういうことだったんで

しょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） そちらにつきましては、道路の工事名が非常に紛らわしいというのをごさいますて、議員の今おっしゃられたのは前の議案の件で、九号堀の橋の出来高が700万幾らあった、そちらの件でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第9 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第9、報告第1号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） それでは、続きまして、報告第1号 工事請負変更契約の締結に係る専決処分についてご報告させていただきます。

27ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成30年12月7日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったため、議会へ報告するものでございます。

28ページをお開きください。

専決処分書でございますが、平成29年度（復交）公共ゾーン防災広場整備工事に

ついて工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものでございます。

概要につきましては29ページの資料をごらんください。

工事名、平成29年度（復交）公共ゾーン防災広場整備工事。

変更契約年月日、平成30年12月7日。

請負金額は変更後金額が1億4,378万2,560円であり、230万2,560円の増額。

契約の相手方は株式会社横山産業でございます。

請負金額が増額となった主な理由は、当初契約では隣接する防災調整池築造工事で発生した残土を盛り土材として転用する予定であったものが、残土が軟弱土などであり盛り土材として不適當であったことが判明し、別の盛り土材を活用するために仮置き土運搬工が必要となったことなどから、増工が必要となったものでございます。

工期につきましては、防災調整池築造工事の工期延長に伴い施工調整した結果、本工事における植栽工の施工時期が冬期にずれ込む見込みとなり、施工後の植生不良が懸念されることから適期での施工を行うべく、平成30年12月21日から平成31年3月31日まで工期を延長するものです。

工事施工箇所などは31ページ以降の位置図を参照願います。

以上で報告第1号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第1号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

日程第10 報告第2号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

議長（佐藤 實君） 日程第10、報告第2号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 次に、報告第2号 専決処分の報告（賠償額の決定及び和

解) についてご説明いたします。

33ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成30年12月7日に損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分を行ったため、議会へ報告するものであります。

34ページをお開きください。

専決処分書でございますが、平成30年9月18日に岩沼市藤波二丁目で発生した公用車の事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第2項の規定により専決処分したものでございます。

概要につきましては35ページの別紙をごらんください。

和解の相手方、〇〇〇〇氏。

和解の内容は、1、亘理町は、本件事故に関し補修費として、上記相手方に対し29万8,401円を支払うものとする。2、相手方と亘理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議申し立てしないことを双方とも確約するというものでございます。

なお、補足させていただきますと、今回の公用車の事故につきましては、公用車運転中の亘理町職員が岩沼市藤波二丁目付近の国道4号線に進入する丁字路において、前方不注意によりブレーキペダルから足を離してしまい、信号で停車中の和解の相手方の車に追突したものであり、過失割合は亘理町側は10割でございました。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第2号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

日程第11 報告第3号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

議長（佐藤 實君） 日程第11、報告第3号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、報告第3号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）の関係を説明申し上げます。

議案書の36ページをお開き願います。

平成30年12月14日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したものでございます。よって、同条第2項の規定による報告をするものであります。

次の37ページの専決処分書をごらんいただきたいと思えます。

平成30年9月27日に亘理町字北新田197番地1付近の町道亘理浜吉田線で発生した事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、下記記載の専決事項の指定第2項の規定により専決処分したものでございます。

具体的な事故の状況については、当日午後7時ころ雨が降っている中、相手方が町道亘理浜吉田線を亘理方面から浜吉田方面に向かい自家用車の軽自動車を運転中に、道路舗装面の深さ15センチぐらいの穴に気がつかず、左側の前輪及び後輪を乗り入れ、車のサスペンションの一部とフロントガラスを破損した事故となっております。町としては、報告を受け、直ちに安全対策をとり、路面の補修を実施した状況でございます。

次の38ページをごらんいただきたいと思えます。

1として和解の相手方、亘理町字〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏。

2、和解の内容、（1）亘理町は、本件事故に関し損害賠償費として、相手方に23万7,971円を支払うものとする。なお、今回の事故の過失割合は、亘理町が80、〇〇氏が20となっております。（2）として、相手方と亘理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議の申し立てをしないことを双方とも確約する内容となっております。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第3号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成31年1月第22回亘理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時50分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 百井 いと子

署名議員 鈴木 邦 昭